



あなたの立場で問題を解決するコンサルタントです

令和4年度(4月～9月、10月～翌年3月に分け)

雇用保険料率段階的に引き上げ

雇用保険料の引き上げを柱とする雇用保険法などの改正 法が3月30日、参院本会議で与党などの賛成多数で可決、成立した。



現在、賃金の0・9%を

労使で負担する

保険料率を

段階的に引き

上げ、2022年4～9月

は0・95%、

22年10月～23年3月は

1・35%になる。(2ページ

「道商工連」に同封してチラシやパンフ無料配布

道商工連が毎月10日に発行している会報紙『道商工連』に、皆さまが製作したチラシやパンフレットなどの

宣伝物を同封して、会員企業までお届けください。

業の皆さま宛てに無料で配送します。

毎月、月末まで(12月は20日まで)に250部を道商工連までお届けください。

会員訪問・協和サッシ(株)3面 / 「パワハラ」対策義務に2面

お知らせ 北海道商工連

盟の事務局員を務めていた榎田明子さんが3月30日をもって退職されました。長期にわたるご活躍に心より感謝申し上げます。後任には、山木晶(あき)さんが就任しました。どうぞ、よろしくお願いいたします。

の表参照

北海道新聞によると、新型コロナウイルス禍で保険財政が悪化したことが理由で、企業の休業手当を国が部分的に補填(ほてん)する雇用調整助成金は、支給決定額の累計が5兆4千億円を突破。失業手当などの積立金を充当しているが、22年度末には、ほぼ枯渇する見通しだという。

(次ページに続く)

凱風 (夏から秋に吹く南風)

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻から早くも1カ月が過ぎた。どうやら首都キエフ(ウクライナ語でキーウ)の包囲は解かれ、東部地域の占領を確実にするべく転進すること▼ウクライナから難民となつて避難した人が400万人を超したようだ。日本も難民を受け入れるとのことだが、どのくらい受け入れるのだろうか。難民の生活をどのように支えていくのか▼今までの日本の難民の取り扱いは決して人道的とは言えなかつたわけで、国際社会からの批判を受けけない方向へと変えていくべきではないか▼人口減少社会の日本は、いかに海外からの難民(移民)を受け入れるのが大きな課題で、本格的な受け入れ態勢の充実に向けて舵を切つてほしい。何よりも言葉の問題と仕事や教育など、しっかりと受け入れ態勢の強化に力を入れていくべき時だ。(峰)

＜令和4年度の雇用保険料率＞

○令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業は一般の事業の率が適用。

令和4年4月1日から 中小企業も「パワーハラスメント」対策義務化

労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が、令和4年4月1日から、中小企業の事業主にも義務化されました。事業者が講ずるべき措置が示されていて、

労働者への周知と啓発、相談窓口の設置や、迅速かつ適切な対応などが求められています。令和2年6月1日に「改正労働施策総合推進法」が施行され、中小企業は令和4年3

月31日まで努力義務でしたが、4月1日から義務化されました。職場における「パワーハラスメント」の定義、職場で行われる①～③の要

(前ページから続く)
一般会計からの繰り入れには、失業手当受給者70万人以上などの厳しい条件があり、政府は同時に延長が決まった雇用保険の臨時特例法に基づく繰り入れも検討するとう。企業のみが負担する「雇用保険2事業」の料率は現行の0・3%を22年4月から0・35%にする。労使折半で負担する「失業等給付」は現在の0・2%を22年10月から0・6%に上げる。労使折半で0・4%の「育児休業給付」は据え置く。

いざという時 機能しますか!! ビルの安心・安全

- ・警報が鳴りますか
- ・スプリンクラーが作動しますか
- ・消火器はどこにありますか

消防設備の機能定期点検(法令)おまかせ下さい



有限会社 セーフシステムメンテナンス

〒062-0053 札幌市豊平区月寒東2条17丁目1-45

Tel 011-855-6006 fax 011-855-6086

消防設備法定点検、各種法定点検の

ご相談、受け賜っております。

会員訪問

協和サッシ工業株式会社

代表取締役社長 平井隆満さん (82)

有名店の特注サッシの製作を担う

札幌市の丘珠空港の近くに社屋と工場がある。同社が製作している代表的な製品は、ツルハドレッジやマクドナルド、スターバックス、ユニクロなどの有名店舗に使われている店舗用アルミサッシで、アルミ製カーテンウォールの製作も手掛ける。



平井隆満社長(左)と次期社長の平井香希常務

札幌市の丘珠空港の近くに社屋と工場がある。同社が製作している代表的な製品は、ツルハドレッジやマクドナルド、スターバックス、ユニクロなどの有名店舗に使われている店舗用アルミサッシで、アルミ製カーテンウォールの製作も手掛ける。

トの大きな建造物の窓や自動ドアのサッシなどもある。また、一部住宅製品の窓や野外の門扉や外柵などのエクステリア関係も取り扱っている。同社の創業は1977年(昭和52年)。檜山管内熊石町(現八雲町)出身の平井さんが12年間勤めて腕を磨いた窓枠などのサッシ製作で独立開業した。

サッシの性能は大きく向上している。風雨に対しての性能は水密性と耐風圧で、過去最大級の被害のあった集中豪雨をはるかに上回る過酷な条件でも漏水しない基準になっている。また、気密性は、花粉や黄砂などの防塵だけでなく、冷暖房の熱損失を減らす断熱性や、騒音を防ぐ遮音性にもかわる。当然、北海道では最も高い断熱性能が求められる。これらの基準を、地域や場所、用途に合わせて、コストとの折り合いを付けながらの製品作りになる。

地場企業である同社の強みは、工場があり、北国に求められる性能を満たした製品を短期で納品するノウハウがあることだ。「洋服と同じで、サッシも、一窓ごとにサイズも仕様も異なるオーダーメイドに應じるのが、うちの仕事です」と言う。トラブルはめつたにないが、施工で何か気が付けば、すぐ

- 次の工事に生かすことができ、そうした技術が会社と技術者に共有され、蓄積されている。だから、突発的な事故対応もこなせる。店舗に車が衝突するとサッシが破損するので、応急処置から修繕まで関わることになる。
 - ただ、北海道の建設工事は夏季に集中するので、建具業界も稼げる期間が一年の半分しかないのが悩みだ。だから、冬季には、河川に流す用水の逆流を防ぐ樋門(ひもん)に設置するアルミ鋼構造の上屋を製作して、主に東北地方に出荷するなど、事業の多角化や通年化に努めている。
 - 慢性的な技術者不足やコロナ禍に加え、円安やウクライナ危機による燃料の高騰などがあり、一企業の努力の域を越える事態だ。政府による、しっかりとした経済対策の実施が求められるという。いそう。
- 素をすべて満たす行為をいいます。
- ① 優越的な関係を背景とした言動。
 - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの。
 - ③ 労働者の就業環境が害されるもの。
- *客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。
- 職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると思われる例
- 1、身体的な攻撃(暴行・傷害)
 - ・ 殴打、足蹴りを行う。
 - ・ 相手に物を投げつける。
 - 2、精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)
 - ・ 人格を否定するような言動を行う。相手の性指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。
 - ・ 業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す行う。
 - 3、人間関係からの切り離し

(前ページから続く)

(隔離・仲間外し・無視)

・1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。

4、過大な要求(業務上明らかに不要なことや、遂行不可能なことの強制・仕事の妨害

・新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかつたことに対し厳しく叱責する。

5、過小な要求(業務上合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)

・管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行



可能な業務を行わせる。

・気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。

6、個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)

・労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

*個別の事案について、パワハラに該当するかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。

また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や該当言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。

問い合わせ先 厚生労働省 北海道労働局雇用環境・均等部(電話011・709・2715)

秀逸川柳紹介

吟醸酒抱えたジイは転ばない

文明は進めばいいと思つてた

儲かつてまつか?と聞くな住職に

トーストはきれいに焼けたほうが表

絹ごしにカレーかけてもいけますよ

お見合いを台無しにした父のギヤグ

一発のくしゃみが取った広い席

ワクチンを打てば終わるじゃないんだが

時々進駐軍の顔を見せオレこの世二度目のような気がしてる

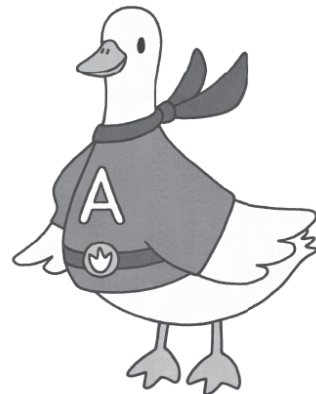
合意なく王子がキスをした事案

ママチャリの子とママ合唱して通り

チンチョウゲ笑い転げた中二生

使い道5つはあった新聞紙 (毎日新聞「仲畑流万能川柳」より)

がん治療を幅広く
まとめて保障するがん保険



NEW/
アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in

No.1 がん保険
医療保険
保有契約件数
令和元年版 インシュアランス生命保険統計号
約4世帯に1世帯がアフラックの保険に加入
(詳細はホームページをご確認ください)

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

株式会社 トーア

(引受保険会社)

「生きる」を創る。

アフラック
札幌総合支社

☎0120-25-2225 FAX 011-717-2235

Aflac

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6-1-2
アーバンネット札幌ビル5階
Tel.011-221-6008 Fax.011-233-4445

〒001-0034 札幌市北区北34条西4丁目1-11 トーア札幌ビル

AFツール-2020-0086-2003003 2月6日